

本物のお金を
カラーコピー機
などで複製
する。

通貨偽造は

偽造

通貨偽造・通貨変造罪（刑法第148条第1項）

本物のお金
を加工して
偽物のお金
を作る。

変造

通貨偽造・通貨変造罪（刑法第148条第1項）

無期または 3年以上の 懲役です。

偽造・変造した
お金を使って
支払や両替
をする。

行使

偽造通貨・変造通貨の行使罪（刑法第148条第2項）



不審な通貨を見つけたら、直ちに最寄りの警察や日本銀行まで届け出てください。本物と偽物を見分ける方法は…



財務省HP（硬貨の偽造防止技術）



日本銀行HP（お札の偽造防止技術）